

就学前の子どもに教育・保育を提供する施設

	幼稚園	保育所	認定こども園
	教育	保育（児童福祉）	教育保育の一体
目的	小学校以降の教育の基礎をつくるために幼児期の教育を行う学校	就労などのため家庭で保育のできない保護者に代わって保育を提供する施設	幼稚園と保育所の機能や特徴をあわせ持ち、地域の子育て支援も行う施設
管轄省庁	文部科学省	こども家庭庁	こども家庭庁
対象年齢	3歳～小学校入学前	0歳～小学校入学前	0歳～小学校入学前
認定区分	1号	2・3号	1・2・3号
利用制限	認定の必要なし（制限なし）	保育を必要とする事由にあてはまる	保育を必要とする事由にあてはまる場合は2号・3号 あてはまらない場合は1号

認定こども園の類型

	幼保連携型	幼稚園型	保育所型	地方裁量型
法的性格	学校かつ児童福祉施設	学校（幼稚園＋保育所機能）	児童福祉施設（保育所＋幼稚園機能）	幼稚園機能＋保育所機能
職員	保育教諭 （幼稚園教諭＋保育士資格）	満3歳以上→ 両免許・資格の併有が望ましいがいずれかでも可 満3歳未満→ 保育士資格が必要	満3歳以上→ 両免許・資格の併有が望ましいがいずれかでも可 満3歳未満→ 保育士資格が必要	満3歳以上→ 両免許・資格の併有が望ましいがいずれかでも可 満3歳未満→ 保育士資格が必要
給食の提供	2・3号子どもに対する食事の提供義務 自園調理が原則・調理室の設置義務（満3歳以上は、外部搬入可）	2・3号子どもに対する食事の提供義務 自園調理が原則・調理室の設置義務（満3歳以上は外部搬入可）	2・3号子どもに対する食事の提供義務 自園調理が原則・調理室の設置義務（満3歳以上は、外部搬入可）	提供義務 自園調理が原則・調理室の設置義務（満3歳以上は、外部搬入可）
開園日・開園時間	1 1時間開園、土曜日の開園が原則	地域の実情に応じて設定	1 1時間開園、土曜日の開園が原則	地域の実情に応じて設定